
第1章 都市計画マスタープランの概要

第1章 都市計画マスタープランの概要

都市計画の考え方、計画策定の目的、計画の役割と位置づけ、計画の対象区域と目標年次を以下に示す。

1-1 都市計画とは

都市は、大勢の人が集まり、働き、学び、そして生活する場である。都市計画は、都市計画法(第4条)において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されている。

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

具体的には、市街化区域^{※1}、市街化調整区域^{※2}の区域区分や、用途地域^{※3}、風致地区^{※4}などの地域地区、道路・公園・下水道などの都市施設、土地区画整理事業^{※5}などの市街地開発事業、また一定地域の良好な市街地環境を形成するための地区計画などを定め、さらにその実現のために各種の規制誘導、事業の実施を行うものであり、住民が安全で快適に暮らし、働くことができる都市づくり^{※6}を進めるための基本となる計画である。

1-2 計画策定の目的

松島町では、平成15年度に「松島町都市計画マスタープラン」(以下「現行計画」という)を策定し、都市づくりを推進してきたところであるが、現行計画の策定から14年が経過し、その間に、東日本大震災の発生をはじめ、人口減少社会、本格的な高齢化社会の到来、国際化や地方分権の進展など、松島町を取り巻く社会経済情勢が著しく変化し、これらに対応したまちづくり^{※7}が急務となっている。

また、平成27年度に都市計画マスタープランの上位計画となる「松島町長期総合計画」、「国土利用計画」が策定されており、同計画に掲げられている理念や政策的な取り組み、その他関連計画との整合を図りながら、都市の骨組みや拠点形成・機能誘導等に係る将来のまちの姿を示す計画を策定していく必要がある。

こうしたことから、現行計画の見直しを行うものであり、目指すべき都市像や都市計画の方向性を示すとともに、その実現に向けて、住民や事業者等と一体となって取り組みを進めることを目的とする。

※1市街化区域：市街地として積極的に整備・開発を行っていく区域で、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域のこと。

※2市街化調整区域：市街化を抑制する区域で、農林漁業用などの特定の場合を除き、開発が制限される区域のこと。

※3用途地域：良好な生活環境や都市機能を有する市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のこと。

※4風致地区：都市の風致(樹林地や水辺地などで構成された良好な自然的景観)を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地域地区のこと。

※5土地区画整理事業：都市計画法に位置づけられる市街地開発事業の一つで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のこと。

※6都市づくり：都市計画に基づく土地利用の規制・誘導や都市施設の整備などにより、人々が集まり、働き、学び、そして生活する場となる都市の形成を図ること。

※7まちづくり：土地利用や都市施設の整備のみならず、地域社会の資源をもとに、多様な主体が連携・協力して、身近な住環境を改善し、まちの活力と魅力を高める活動のこと。

1-3 計画の役割

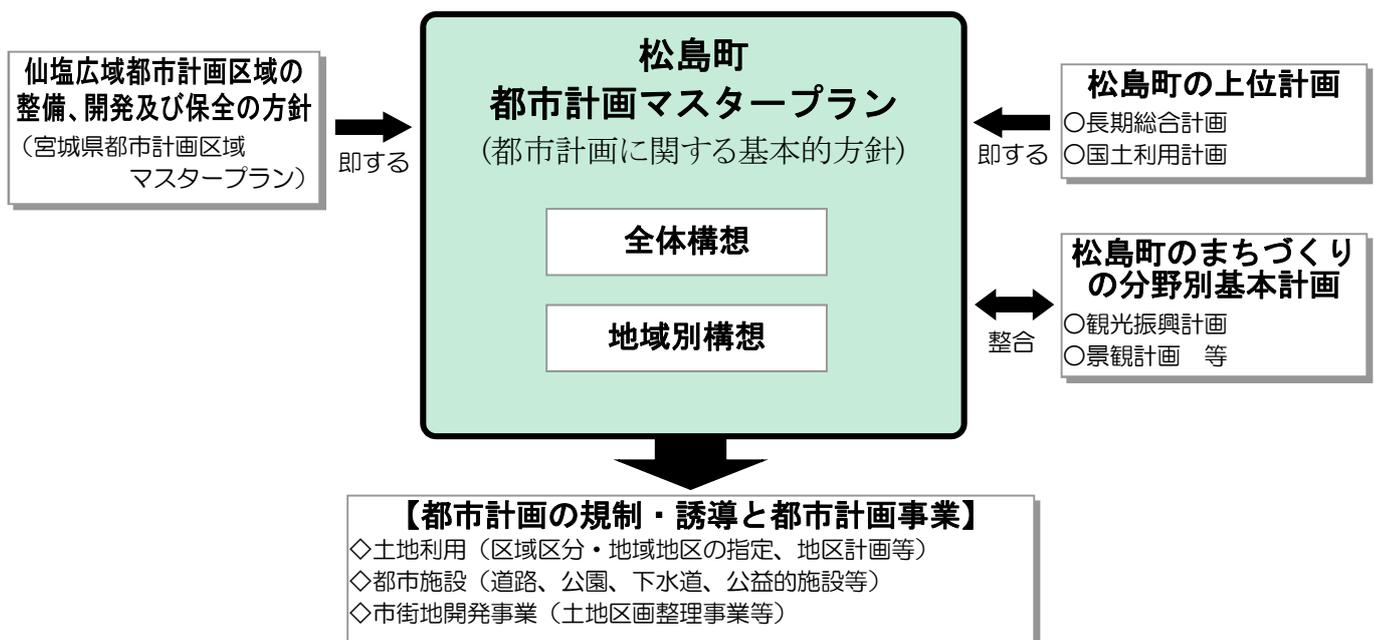
本計画は、将来の市街地規模や地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画^{※1}など、今後の都市計画や都市計画事業の方針としての役割を担うほか、都市計画法による制限や都市計画事業に加えて、防災、景観、環境などの関連施策と連携し、総合的に都市づくりを進めるための指針となる。

また、都市の将来像を実現するための土地利用や都市施設、都市環境の方針を、地域単位で住民の意見を反映させながら策定し明らかにすることにより、地域活動の機運の向上など住民協働のまちづくりを推進する役割を担っている。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、松島町の最上位計画である「松島町長期総合計画」をはじめ「松島町国土利用計画」に即するとともに、広域的な視点で宮城県が定める都市計画の方針である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものである。

松島町都市計画マスタープランの位置づけ



^{※1}地区計画：無秩序な開発を防止し、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るために、住民の合意に基づいて、その地区における建築物などの細かい規制や誘導を定める計画のこと。

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-5 計画の対象区域と目標年次

(1) 対象区域

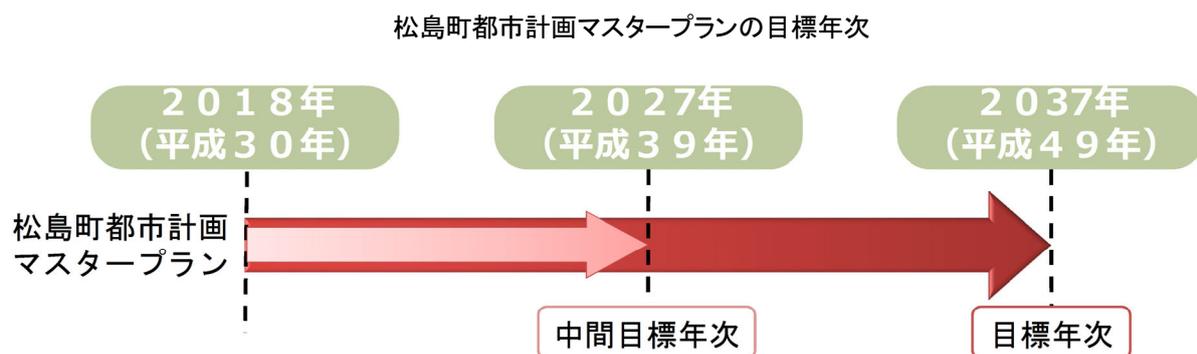
本計画の計画対象区域は、行政区域の全域とする。

(2) 目標年次

本計画は、都市計画運用指針(国土交通省)に示されるように、おおむね20年後の将来像を展望してその実現に向けた道筋を示すものであることから、本計画においても、目標年次は2037年(平成49年)とする。

なお、本計画の上位計画となる松島町長期総合計画や国土利用計画が平成27年度に策定されており、それらの目標年次は2025年(平成37年)になっていることを踏まえ、中間目標年次をおおむね10年後の2027年(平成39年)と設定する。

ただし、今般の社会経済情勢への対応や、事業の早期実現の観点から、必要に応じて適切な時期に見直しを図ることとする。



松島町の全景